



## 児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス

平成 28 年 6 月 児童福祉法改正により、「児童の権利に関する条約」の精神が盛り込まれました。生活クラブあのねのお家は、児童福祉法の総則に基づき、気づきの段階から、障がいの種別に関わらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の利益を考慮します。

### ■子どもの権利に関する条約

権利の主体は子どもです。

- 4 つの権利
- ① 生きる権利
  - ② 育つ権利
  - ③ 護られる権利
  - ④ 参加する権利

「受動的権利」 適切な養育環境で、生活を保障され、愛し護られ、成長・発達・自立に必要な福祉を受けられることができる権利

「能動的権利」

- ① 自らの意思で主体的に環境に働きかけ、できる範囲内で自分のことは自分で決めること
- ② 意見を自由に表明すること
- ③ 休むこと
- ④ 自由に仲間と集まって活動すること

\* 『生活クラブあのねのお家』はこれらの 4 つの柱が子どもの最善の利益の観点で守られ、優先して達成されるよう、常に意識し、支援に努めます。

\* それぞれの成長・発達の時期に必要な遊びや生活、社会参加の機会を提供していきます。

### ■障がいのある子ども本人の最善の利益の保障

「子どもの権利に関する条約」および「障がい者の権利に関する条約」に則り、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと当たり前に暮らせるよう、子どもひとり一人の障がいの状態および発達の過程・特性等に応じ、地域社会の一員として生活することや同年代の子どもとともに育つことができるよう特別な配慮（合理的配慮）を行います。

## ■支援の4つの基本理念

### ①将来の自立に向けた発達支援

子どもが持つ力・可能性を引き出し、最大限の発達ができるよう、年齢・成長に応じた環境構成を考えていきます。安定した食事や生活習慣を身に付け、安心できる大人や仲間との人間関係のなかで、わくわくドキドキする遊びや活動、ときには休息を提供します。

### ②家族を含めたトータルな支援

子どもの育ちの場が、家庭から地域社会へシフトしていくにともなって、保護者が子どもの発達や自立を応援するチームの一員になれるように、子どもとの距離感や関係性を変化させていくために必要な支援を共に考え、取り組みます。

保護者支援・きょうだい支援

### ③子どものライフステージに応じた一貫した支援

関係機関の連携、教育（学校）と福祉（事業所）が連携し、子どもと家庭の育ちに関するライフストーリーを一緒に作りあげていきます。

### ④身近な地域における支援

身近な地域で必要な支援がつながるように関係機関と連携します。

